

土浦市告示第155号

土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）に基づき市が管理する街区基準点の一般的な取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「街区基準点」とは、国土交通省が実施した都市再生街区基本調査により永久標識として市の区域内に設置された街区三角点及び街区多角点（節点及び補助点を含む。）をいう。

(街区基準点の使用の承認等)

第3条 街区基準点を使用して測量をしようとする者は、土浦市街区基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、土浦市街区基準点使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 前項の規定による承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、街区基準点を使用して測量をしようとするときは、承認書を常に携行し、当該街区基準点が設置されている土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があったときは、速やかに承認書を提示しなければならない。

4 使用者は、街区基準点を使用して測量をしたときは、土浦市街区基準点使用報告書（様式第3号）により速やかにその使用結果を市長に報告しなければならない。

5 使用者は、街区基準点の異状を発見したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(街区基準点の包括使用の承認等)

第4条 前条の規定にかかわらず、茨城県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が地籍測量図作成のために街区基準点を使用する場合であって、市長が特に必要と認めたとは、その全部又は一部の包括的な使用（以下「包括使用」という。）を承認することができる。

2 包括使用をしようとする者は、土浦市街区基準点包括使用申請書（様式

4号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、土浦市街区基準点包括使用承認書(様式5号。以下「包括承認書」という。)を当該申請をした者に交付するものとする。

4 前項の規定による包括承認書の交付を受けた者(以下「包括使用者」という。)は、土浦市街区基準点包括使用承認書又は土地家屋調査士会員証を常時携行し、土地所有者等から請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

5 包括使用者は、街区基準点を使用して測量をしたときは、1か月間に使用した街区基準点の包括使用の状況を土浦市街区基準点包括使用報告書(様式6号)により翌月10日までに市長に報告しなければならない。

6 包括使用者は、街区基準点の異状を発見したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(街区基準点の保全)

第5条 街区基準点の効用を害するおそれのある工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、工事着手前1か月までに市長にその旨を申し出て、その指示に従って当該街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定する街区基準点の効用を害するおそれのある工事とは、次に掲げる工事をいう。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事

(2) 杭打ち及び杭抜き工事に伴う振動が街区基準点に影響を及ぼすと判断される工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、街区基準点の効用を害するおそれがあると市長が認める工事等

(街区基準点の効用の確認の報告等)

第6条 工事施工者は、前条第2項に規定する工事を実施したときは、土浦市街区基準点効用確認報告書(様式第7号)に当該工事の施工前と施工後における当該工事により効用を害するおそれのある街区基準点の測量の結果を記載した土浦市街区基準点観測結果対照表(様式第8号。以下「観測結果対照表」という。)を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の測量は、別表に定める方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る街区基準点の効用について、当該報告に係る観測結果対照表に基づき判定を行

うものとする。

(街区基準点の一時撤去又は移転)

第7条 工事施工者は、第5条第2項に規定する工事を実施することにより、街区基準点の一時撤去又は移転を行う必要が生じた場合は、土浦市街区基準点(一時撤去・移転)許可申請書(様式第9号。以下「許可申請書」という。)により市長に申請しなければならない。この場合において、許可申請書の提出は、工事を着手する日の10日前までに行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、土浦市街区基準点(一時撤去・移転)許可書(様式第10号。以下「許可書」という。)を当該申請をした者に交付するものとする。

3 街区基準点が設置されている土地所有者等は、その都合により街区基準点の一時撤去又は移転を行う必要が生じた場合は、土浦市街区基準点(一時撤去・移転)協議書(様式第11号。以下「協議書」という。)により市長と協議しなければならない。この場合において、協議書の提出は、工事を着手する日の30日前までに行うものとする。

(街区基準点の機能の回復)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、街区基準点の機能を回復しなければならない。

(1) 第6条第3項の規定により街区基準点の効用を阻害したとの判定を受けた工事施工者

(2) 前条第1項の街区基準点の一時撤去又は移転を行った工事施工者

(3) 前2号に掲げる者のほか、故意又は過失により街区基準点の効用を阻害した者

2 前項の規定により街区基準点の機能を回復させた者は、速やかに土浦市街区基準点機能回復完了報告書(様式第12号)により市長に報告し、その検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 次の各号に掲げる費用は、それぞれ当該各号に掲げる者が負担する。

(1) 第6条第1項の測量に要する費用 同項の工事施工者

(2) 第7条第1項の街区基準点の一時撤去又は移転に要する費用 同条第1項の工事施工者

(3) 前条第1項の規定による街区基準点の機能の回復に要する費用 同項の規定により当該街区基準点の機能の回復を行わなければならない者

2 第7条第3項に規定による協議の結果市長が同項の街区基準点の一時撤去又は移転を認めたときは、当該街区基準点の一時撤去又は移転に要する費用は、市が負担するものとする。

(街区基準点の管理等)

第10条 市長は、土浦市街区基準点使用台帳(様式第13号)を整備し、街区基準点の使用に係る円滑な運用に努めるものとする。

2 市長は、街区基準点の管理を産業部耕地課において行わせるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

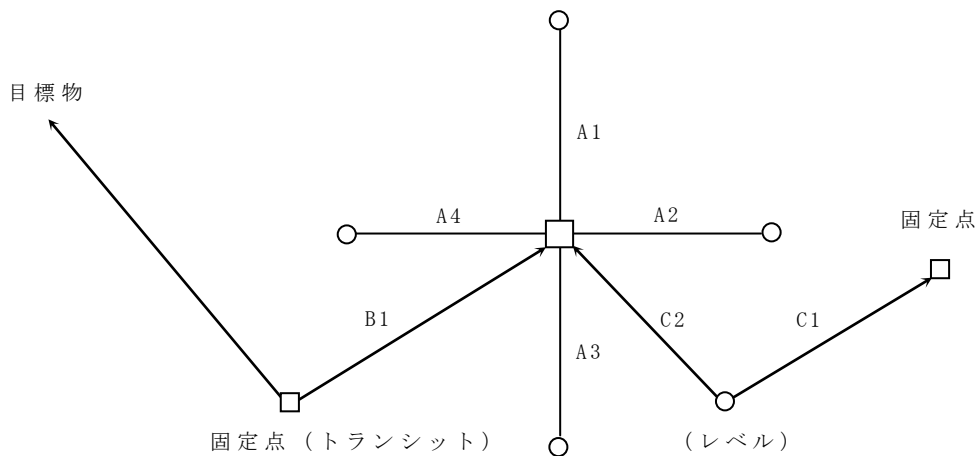
付 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

引照による測量方法

項目	作業内容
測量方法	方向の切合と，距離の測定，固定点からの方向観測及び標高の比高の測定による。
引照点の選定	工事，車両等による震動の影響がない場所で杭設置による。
引照点数	直線クロスで2方向4点以上とする。 固定点は，近くの永久構造物等を利用する。
観測回数	距離測定は2読定1往復，方向観測は2対回，比高の測定は1往復とする。
測量器具	2級トランシット 3級レベル&2級標尺 鋼巻尺
合否判定値	距離 5 mm 方向角 30秒 比高 5 mm



A 1 ~ A 4 : おのおの 30 m 以上

B 1 : 50 m 以上，目標物までの距離は 200 m 以上とし，
避雷針等を利用する。

C 1 , C 2 : 50 m 以内とする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

土浦市街区基準点使用承認申請書

街区基準点を使用したいので、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名		担当者名 電 話	
使用目的			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
使用する 街区基準 点の標識 番号	No. No.	No. No.	No. No.
使用点数	計 点		

注意 申請者が法人又は団体の場合は、申請者の住所記載欄に所在地を、氏名記載欄に法人又は団体の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

（表面）

土浦市指令第 号
年 月 日

殿

土浦市長 印

土浦市街区基準点使用承認書

年 月 日付けで申請のあった街区基準点の使用については、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名		担当者名 電 話	
使用目的			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
使用する 街区基準 点の標識 番号	No. No.	No. No.	No. No.
使用点数	計 点		

注意 街区基準点の使用については、使用条件（裏面記載）を厳守し、その使用後においては、土浦市街区基準点使用報告書を市長に提出すること。

(裏面)

使 用 条 件

- 1 街区基準点の使用に際しては、街区基準点の使用者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名，作業機関名，作業目的，連絡先等を連絡し，立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは，日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とすること。ただし，管理者から指定された場合は，それに従うこと。
- 3 街区基準点の使用者は，使用時に土浦市街区基準点使用承認書を常時携帯すること。
- 4 街区基準点の使用に当たっては，街区基準点の取扱いに留意し，その保全に努めるとともに，その周辺を汚さないように努めること。
- 5 街区基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は，街区基準点の使用者の費用で原状復旧すること。
- 6 街区基準点の使用者は，街区基準点の使用を完了したときは，土浦市街区基準点使用報告書を提出すること。

様式第3号（第3条関係）

（表面）

年 月 日

（報告先）土浦市長

住 所
報告者 氏 名
電 話

土浦市街区基準点使用報告書

土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第3条第4項の規定に基づき、
街区基準点の使用結果について下記のとおり報告します。

記

承認番号	土浦市指令第	号	承認年月日	年 月 日
計 画 機 関 名			担当者名 電 話	
作 業 機 関 名			担当者名 電 話	
使用目的				
使用期間	年 月 日	～	年 月 日	（ 日間）
使用する 街区基準 点の標識 番号	No.	No.	No.	No.
	No.	No.	No.	No.
使用点数	計	点		

注意 街区基準点の使用結果については、裏面に記載すること。

(裏面)

	街区基準点の標識番号	精 度
使用結果	No. ~No.	1 :
	No. ~No.	1 :
	No. ~No.	1 :
	No. ~No.	1 :
異状点 の有無		
備 考		

※ 異状点がある場合は，土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第3条第5項の規定に基づき，次に記載し，報告すること。

街区基準点 の標識番号	異状点の状況 (写真添付)	調査年月日	確認者
No.		年 月 日	
No.		年 月 日	
No.		年 月 日	
No.		年 月 日	

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（申請先）土浦市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

土浦市街区基準点包括使用承認申請書

街区基準点を包括使用したいので、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名		担当者名 電 話	
使用目的			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
使用する 街区基準 点の標識 番号	No. No.	No. No.	No. No.
使用点数	計 点		

注意 申請者が法人又は団体の場合は、申請者の住所記載欄に所在地を、氏名記載欄に法人又は団体の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第5号（第4条関係）

（表面）

土浦市指令第 号
年 月 日

殿

土浦市長 印

土浦市街区基準点包括使用承認書

年 月 日付けで申請のあった街区基準点の包括使用については、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名		担当者名 電 話	
使用目的			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
使用する 街区基準 点の標識 番号	No. No.	No. No.	No. No.
使用点数	計 点		

注意 街区基準点の包括使用については、使用条件（裏面記載）を厳守し、その使用後においては、土浦市街区基準点包括使用報告書を市長に提出すること。

(裏面)

使 用 条 件

- 1 街区基準点の使用に際しては、街区基準点の利用者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とすること。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 街区基準点の利用者は、街区基準点の使用時に土浦市街区基準点使用承認書又は土地家屋調査士会員証を常時携行すること。
- 4 街区基準点の使用に当たっては、街区基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、その周辺を汚さないように努めること。
- 5 街区基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原状に復旧すること。
- 6 街区基準点の利用者は、街区基準点の使用を完了したときは、土浦市街区基準点包括使用報告書を提出すること。

様式第6号（第4条関係）

（表面）

年 月 日

（報告先）土浦市長

住 所
報告者 氏 名
電 話

土浦市街区基準点包括使用報告書

土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第4条第5項の規定に基づき、
街区基準点の包括使用結果について、下記のとおり報告します。

記

承認番号	土浦市指令第 号	承認年月日	年 月 日
計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名		担当者名 電 話	
使用目的			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
使用する 街区基準 点の標識 番号	No. No. No. No.	No. No. No. No.	No. No. No. No.
使用点数	計 点		

注意 包括使用の結果については、裏面に記載すること。

(裏面)

	街区基準点の標識番号	精 度
使用結果	No. ~No.	1 :
	No. ~No.	1 :
	No. ~No.	1 :
	No. ~No.	1 :
異状点 の有無		
備 考		

※ 異状点がある場合は，土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第4条第6項の規定に基づき，次に記載し，報告すること。

街区基準点 の標識番号	異状点の状況 (写真添付)	調査年月日	確認者
No.		年 月 日	
No.		年 月 日	
No.		年 月 日	
No.		年 月 日	

様式第 7 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

（報告先） 土浦市長

住 所
報告者 氏 名
電 話

土浦市街区基準点効用確認報告書

街区基準点の効用確認のため引照測量を実施したので、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、その結果について下記のとおり報告します。

記

工 事 名			
工事場所	工事期間	年 月 日～ 年 月 日 (日 間)	
測量実施の理由			
計 画 機 関 名	担当者名 電 話		
作 業 機 関 名 (工事)	担当者名 電 話		
作 業 機 関 名 (測量)	担当者名 電 話		
街区基準点の標識番号	No.		
測量期日	(工事前) 年 月 日 (工事後) 年 月 日		
添付書類	土浦市街区基準点観測結果対照表（様式第 8 号），観測手簿		

(裏面)

測 量 詳 細 図

様式第 8 号 (第 6 条関係)

土浦市街区基準点観測結果対照表

方 向 角

施工前	施工後	差
° ′ ″	° ′ ″	″

距 離

	施工前	施工後	差
A 1	m .	m .	mm
A 2	m .	m .	mm
A 3	m .	m .	mm
A 4	m .	m .	mm

比 高

施工前	施工後	差
m .	m .	mm

年 月 日

（申請先） 土浦市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話

土浦市街区基準点（一時撤去・移転）許可申請書

街区基準点を（一時撤去・移転）したいので、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

工 事 名			
工事場所		工事期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
一時撤去 又は移転 の理由			
計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名 (工事)		担当者名 電 話	
作 業 機 関 名 (測量)		担当者名 電 話	
街区基準 点の標識 番号	No.		
添付書類	位置図（縮尺 1 : 2 5 0 0）、平面図、公図、構造図、工程表 その他市長の指示する図面		

注意 申請者が法人の場合は、申請者欄に法人の所在地、法人名及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

殿

土浦市長 印

土浦市街区基準点（一時撤去・移転）許可書

年 月 日付けで申請のあった街区基準点の（一時撤去・移転）については、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

工 事 名			
工事場所		工事期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
一時撤去 又は移転 の理由			
計 画 機 関 名		担当者名 電 話	
街区基準 点の標識 番号	No.		
許可条件	1 土浦市街区基準点の管理等に関する要綱第8条及び第9条の規定を遵守すること。 2 作業工程表に基づき市長と協議した事項について遵守すること。 3 街区基準点の機能回復作業は、年 月 日から年 月 日までの間に完了すること。 4 疑義の生じた場合は、市長と協議して、その指示に従うこと。		

年 月 日

（提出先） 土浦市長

住 所
土地所有者等 氏 名 ⑩
電 話

土浦市街区基準点（一時撤去・移転）協議書

街区基準点の（一時撤去・移転）について、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり協議を申し入れます。

街区基準点 の標識番号	No.
協議内容（一 時撤去又は 移転の理由 その他）	

年 月 日

土浦市長 ⑩

上記の協議については、次のとおり回答します。

回答内容	
------	--

注意

- 1 協議書は、2 部提出すること。
- 2 土地所有者等が法人の場合は、土地所有者等の欄に法人の所在地，法人名及び代表者名を記入し，代表者印を押印すること。

年 月 日

（報告先） 土浦市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

土浦市街区基準点機能回復完了報告書

街区基準点の機能回復作業を実施したので、土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、その結果について下記のとおり報告します。

記

承認番号	土浦市指令第 号	承認年月日	年 月 日
街区基準点の標識番号	No.	作業完了日	年 月 日
計画機関名		担当者名 電 話	
作業機関名 (工事)		担当者名 電 話	
作業機関名 (測量)		担当者名 電 話	
成果品の内訳	1 観測手簿及び記簿 2 計算簿 3 成果表及び点の記 4 基準点網図（修正）又は水準点路線図（修正） 5 精度管理表 6 測量機器検定証明書（自社検定を含む。）	7 測量成果検定証明書 8 埋標写真（工程ごと） 9 平均図 10 建標承諾書及び敷地調書 11 その他市長の指示する書類	

注意 土浦市街区基準点の管理保全に関する要綱第 8 条第 1 項第 3 号に該当する報告者は、「承認番号」及び「承認年月日」の欄への記入の必要はありません。

様式第13号（第10条関係）

土浦市街区基準点使用台帳

整理番号	街区基準点の標識番号	申請者（報告者） 住所 氏名 電話	使用承認番号	使用報告日	成果の報告日	効用確認の報告日	一時撤去・移転の報告日	機能回復の報告日	協議・備考
				異状点の有無					
1	No.		土浦市指令第 号						
2	No.		土浦市指令第 号						
3	No.		土浦市指令第 号						
4	No.		土浦市指令第 号						
5	No.		土浦市指令第 号						
6	No.		土浦市指令第 号						
7	No.		土浦市指令第 号						
8	No.		土浦市指令第 号						
9	No.		土浦市指令第 号						
10	No.		土浦市指令第 号						

